

医薬品に関する事項について

1. 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について

当院では、厚生労働省の方針に基づき、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして、入院及び外来において、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。

また、医薬品の供給が不足した場合等には、薬剤を変更するなど、治療計画の見直しを行う体制を有しています。供給状況によって使用する薬剤を変更する場合には、十分な説明を行います。

ご不明な点がございましたら、主治医または薬剤師にお尋ねください。

2. 一般名処方について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方によって、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

ご理解、ご協力をお願いいたします。ご不明な点がございましたら、主治医または薬剤師にお尋ねください。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

町田市民病院 院長